

信用取引サービス取扱規定 新旧対照表

(下線部分追加)

現行	改正
<p>第10条 委託保証金の維持率及び金額</p> <p>1.～2. (省 略)</p> <p>3. 信用建取引により第1項の委託保証金の維持率を下回った場合は、お客様は下回った日の翌々営業日までに第1項の維持率及び最低金額を維持するために必要な額の委託保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず当社に差し入れるものとします。</p> <p>4.～6. (省 略)</p> <p>(附 則)</p> <p>1. この取扱規定は、<u>平成26年4月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第10条 委託保証金の維持率及び金額</p> <p>1.～2. (現行通り)</p> <p>3. 信用建取引により第1項の委託保証金の維持率を下回った場合は、お客様は下回った日の翌々営業日の<u>正午</u>までに第1項の維持率及び最低金額を維持するために必要な額の委託保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず当社に差し入れるものとします。</p> <p>4.～6. (現行通り)</p> <p>(附 則)</p> <p>1. この取扱規定は、<u>令和元年7月16日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>